

「移住×特産品情報発信」及び「首都圏上市産直フェア開催」業務委託 仕様書

1 委託業務名

「移住×特産品情報発信」及び「首都圏上市産直フェア開催」業務

2 目的

上市町には素晴らしい魅力が溢れており、町民がその魅力を理解し、自らが広告塔となって発信する好循環を生み出すことが重要となる。町の強みである自然の恵みから生まれる農産物や特産品、そして町民の温かさを、ICT を活用した情報発信や首都圏への直接的なアプローチを通じて広めることで、関係人口および移住者の増加を目指すもの。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務内容

(1) 概要

【魅力発信RR活動】

町内の特産品を町外に広めるため、学生や団体と連携し、町内イベントでの宣伝活動を通じて町民ファンを作り、広告塔を増やします。これにより、口コミを活用して町の魅力や商品の良さを伝えていく。また、SNSなどのデジタル技術を駆使し、生産者や事業者の顔が見える形で、記事や動画を通じて商品の魅力を発信し、上市ファンの拡大を目指すもの。これらの取り組みにより、PR強化と販売拡大を推進するもの。

【首都圏でのイベント開催】

首都圏の飲食店で、町の魅力とともに特産品を食材とした料理を提供するイベントを開催し、特産品や町の魅力を発信することで、新たな販路の開拓につなげ、関係人口拡大及び移住促進に繋げていく。

(2) 魅力発信RR活動

- ・ 町内の小中学生、上市高校の子どもたちや地域団体などと連携し、特産品を知りPRする活動を3件以上取り入れる（例：特産品の植え付け～収穫～販売体験、販売特産品を使っの料理、特産品試食、生産者とのコミュニケーションの場、イベント参加）
- ・ 記事（移住定住サイト掲載）及び動画制作
生産者及び事業者の顔が見える記事や動画、子どもたちと生産者とのコミュニケーションの場の記事や動画、特産品を料理する町内飲食店や活動団体の記事や動画の制作。3記事以上、3動画以上制作する。動画については上市町公式YouTubeへ掲載、記事については移住定住サイトへ掲載するため一部掲載料が発生する。
- ・ SNS 広告を活用した情報発信
- ・ オープンチャットウエルカミを活用した情報発信

- ・参加者及び子どもたちへのアンケート実施 ロコミで広めた人の関係人口者のカウント

(3) 首都圏でのイベント開催

- ・イベントを実施する飲食店の選定と企画内容を上市町と協議のうえ決定し、飲食店及び特産品を提供する生産者との調整を行う。
- ・イベントを行う飲食店は3店舗以上とし、イベント期間は1店舗につき1週間以上とする。
- ・イベント期間中は、店舗内で特産品の販売、観光及び移住促進等のPRを併せて行う。
- ・飲食店の料理人による特産品を食材にした調理法の紹介動画を公開するなど、イベントへ集客効果の高い広報・広告をホームページやSNSで行う。
- ・可能であれば町内団体や大学との交流を図る。
- ・イベントの実施状況を撮影した写真や動画について、上市町から広報用での提供依頼があった場合は、電子データで提供する。その際、上市町がWebサイトや町公式のSNS、広報資料等で使用する旨を、関係者にあらかじめ承諾を得ておく。
- ・イベント期間中の来店者と飲食店経営者へアンケート調査を実施し、その結果を生産者へフィードバックする。アンケートの内容については、上市町と協議のうえ決定する。

(4) 実績報告

委託業務完了後、速やかに報告書及び今後の関係人口拡大事業の提案書を上市町へ提出する。

(5) 効果的な業務運営

- ・委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、上市町との連絡調整を十分に行い、円滑な業務の運営に努める。
- ・ICTの活用を積極的に取り入れること。
- ・小中学生、上市高校生、地域団体との連携を意識すること。
- ・SDGs推進を常に意識すること。
- ・業務の目的、下記5の目標値を達成できるように、効果的な広報と事業運営を行う。
- ・上市町が実施する他の農業・観光振興事業及び移住交流促進事業等との連携を行う。
- ・その他目的、目標値の達成に向け、効果的な案があれば積極的に上市町へ提案する。

(6) その他

- ・業務の中で発生した収入は、当該業務の経費に充てること。
- ・小中学生、上市高校生、町内団体との連携での事前打ち合わせや現地確認、関係機関との事前調整を十分に行い、必要な手続きや保険の加入、安全対策等を行うこと。
- ・首都圏アンテナ飲食店イベントの企画、実施にあたっては、飲食店との事前打ち合わせや現地確認、関係機関との事前調整を十分に行い、必要な手続きや保険の加入、安全対策等を行うこと。

5 目標値

- | | |
|--------------------|--------|
| ・子どもたち及び団体連携活動 | 3件以上 |
| ・活動にかかわり広がった関係人口者数 | 400人以上 |

- ・首都圏アンテナ飲食店イベント来店者数 350 人以上
- ・首都圏アンテナ飲食店イベント店舗数 3 店舗以上
- ・SNS いいね数 300 いいね以上

6 成果品

- | | | |
|-----------------|-----------|-------|
| (1) 事業実施報告書 | 紙媒体及び電子媒体 | 各 1 部 |
| (2) 関係人口拡大戦略提案書 | 紙媒体及び電子媒体 | 各 1 部 |
| (3) 記事及び動画 | 電子媒体 | 1 部 |
| (4) アンケート結果報告書 | 紙媒体及び電子媒体 | 各 1 部 |
| (5) イベントの実施状況写真 | 電子媒体 | 1 部 |

7 成果品納入場所

上市町企画課

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺 1 番地 上市町役場 2 階

TEL : 076-472-2473 FAX : 076-472-1115

E-mail : k.kikaku@town.kamiichi.toyama.jp

8 業務遂行上の留意事項

- (1) 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、上市町の指示に従い、業務を担当する企画課と連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、上市町への状況報告等）を徹底すること。また計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を上市町に提示し、上市町の承認を得た上で、これを実施すること。
- (3) 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了した後においても同様とする。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、上市町に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、上市町へ事前に書面で申し出て承認を得た場合は、本業務の一部を第三者へ再委託することができる。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、上市町の責に帰すべきものを除き、全てを受託者の責任において処理すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、その都度、受託者は上市町と協議のうえ、適切に対応すること。